

# 奈良県国民保護計画の変更の概要について

## ○主な変更点

(1) 「国民の保護に関する基本指針」の変更(H29.12.19)に伴う変更

- ① 「訓練」の箇所に、
  - ・ 弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加
- ② 「避難施設の指定」の箇所に、
  - ・ 地下施設等を避難施設に指定するよう配慮、避難施設の収容人数を把握、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記
- ③ 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、
  - ・ 平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める ことを明記

(2) 奈良県地域防災計画の見直し(H30.3.26)に伴う変更

- ・ 奈良県地域防災計画の参照先の修正

(3) 県の組織改編に伴う変更

- ・ 平成30年4月1日付け組織改編に伴う変更等

(4) その他、統計数値等の時点修正、記述の整理に伴う変更

- ・ 最新の国勢調査の数値、事態対処法改正に伴う記述の修正等

# 奈良県国民保護計画新旧対照表

平成 30 年 10 月 18 日 変更

## 1 国民の保護に関する基本指針の変更（平成20年10月24日、平成28年3月29日及び平成29年12月19日変更）に伴う変更

変 更 前	変 更 後
<p>第2編 第1章 第4節 第4</p> <p>1 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県の消防庁への安否情報報告には、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書（資料編参照）を用いる。</p>	<p>第2編 第1章 第4節 第4</p> <p>1 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県の消防庁への安否情報報告には、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書（資料編参照）を用いる。</p>
<p>第2編 第1章 第5節 第2</p> <p>1 県における訓練の実施</p> <p>県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p>	<p>第2編 第1章 第5節 第2</p> <p>1 県における訓練の実施</p> <p>県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p>

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

第2編 第2章 第5

第2編 第2章 第5

2 避難施設の指定に当たっての留意事項

2 避難施設の指定に当たっての留意事項

- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- (3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

第3編 第4章 第2節 第2

第3編 第4章 第2節 第2

1 住民に対する避難の指示

1 住民に対する避難の指示

- (3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。

- (3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。

③ 避難の指示における事態ごとの留意事項の表中

③ 避難の指示における事態ごとの留意事項の表中

事 態	留 意 事 項
弾道ミサイルによる攻撃の場合	○ 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階等に避難させ

事 態	留 意 事 項
弾道ミサイルによる攻撃の場合	○ 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 このため、できるだけ、 <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階、地下街、</u>

変 更 前		変 更 後	
	<p>る。</p> <p>○ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。</p> <p>※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>		<p><u>地下駅舎等の地下施設に避難させる。</u></p> <p>○ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。</p> <p>※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p>※ <u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>
<p>第3編 第5章 第4</p> <p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施</li> <li>内閣総理大臣により<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> <li>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施</li> </ul>		<p>第3編 第5章 第4</p> <p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施</li> <li>内閣総理大臣により<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> <li>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施</li> </ul>	

第3編 第7章 第2節 第1  
4 汚染原因に応じた対応の表中

汚染原因	措置に当たっての留意事項
核攻撃等	<p>核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p> <p>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。</p>

第3編 第7章 第2節 第1  
4 汚染原因に応じた対応の表中

汚染原因	措置に当たっての留意事項
核攻撃等	<p>核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p> <p>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。</p>

2 奈良県地域防災計画の見直し（平成30年3月26日）に伴う変更

変 更 前

第3編 第5章 第3  
3 救援の内容  
(3) 医療の提供及び助産  
奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第18節 医療救護計画）に準じて実施するほか、次の点に留意する。  
(略)

第3編 第9章 第2  
2 廃棄物処理対策（資料編参照）  
県は、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、奈良県地域防災計画（水害・土

変 更 後

第3編 第5章 第3  
3 救援の内容  
(3) 医療の提供及び助産  
奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第18節 保健医療活動計画）に準じて実施するほか、次の点に留意する。  
(略)

第3編 第9章 第2  
2 廃棄物処理対策（資料編参照）  
県は、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、奈良県災害廃棄物処理計画

変 更 前	変 更 後
<p>砂災害等編第3章第25節 廃棄物の処理及び清掃計画) に準じて廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>第3編 第9章 第3 3 復旧について 県教育委員会は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画（地震編第3章第25節 文化財災害応急対策）に準じて復旧の対策を講ずる。</p>	<p>(平成28年3月) に基づき廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>第3編 第9章 第3 3 復旧について 県教育委員会は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、奈良県地域防災計画（地震編第3章第35節 文化財災害応急対策）に準じて復旧の対策を講ずる。</p>
3 県の組織変更（平成30年4月1日）に伴う変更	
変 更 前	変 更 後
<p>第3編 第2章 第1 2 県対策本部の組織構成及び機能 県対策本部の組織及び機能の表中</p> <div data-bbox="170 887 1070 1418" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県対策本部員 教育長 県警察本部長 危機管理監 総務部長 知事公室長 地域振興部長 観光局長 健康福祉部長 こども・女性局長 医療政策部長 くらし創造部長 景観・環境局長</p> </div>	<p>第3編 第2章 第1 2 県対策本部の組織構成及び機能 県対策本部の組織及び機能の表中</p> <div data-bbox="1173 887 2074 1418" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県対策本部員 教育長 県警察本部長 危機管理監 総務部長 知事公室長 地域振興部長 南部東部振興監 観光局長 福祉医療部長 医療・介護保険局長 医療政策局長 こども・女性局長</p> </div>

産業・雇用振興部長  
農林部長  
県土マネジメント部長  
まちづくり推進局長  
会計局長  
水道局長

くらし創造部長  
景観・環境局長  
産業・雇用振興部長  
農林部長  
県土マネジメント部長  
まちづくり推進局長  
会計局長  
水道局長

各部局

総務部  
知事公室  
地域振興部  
観光局  
健康福祉部  
こども・女性局  
医療政策部  
くらし創造部  
景観・環境局  
産業・雇用振興部  
農林部  
県土マネジメント部  
まちづくり推進局  
会計局  
水道局

各部局

総務部  
知事公室  
地域振興部  
観光局  
福祉医療部  
医療・介護保険局  
医療政策局  
こども・女性局  
くらし創造部  
景観・環境局  
産業・雇用振興部  
農林部  
県土マネジメント部  
まちづくり推進局  
会計局  
水道局

変 更 前	変 更 後
<p>第1編 第4章</p> <p>3 人口分布</p> <p>国勢調査による県内の平成22年10月1日現在の人口は1,400,728人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、</p> <p>年少人口（15歳未満人口） 184,011人（県人口の13.2%）</p> <p>生産人口（15歳以上65歳未満） 875,062人（県人口の62.8%）</p> <p>老年人口（65歳以上人口） 333,746人（県人口の24.0%）</p> <p>となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）</p> <p>また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は89.9で、埼玉県、千葉県に次いで3番目の低さにある。</p> <p>昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため167,994人、通学のため29,229人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。国民保護措置の実施に当たっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。</p> <p>市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p> <p>4 道路の位置等</p> <div data-bbox="170 1038 786 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>図5 奈良県の幹線道路網(平成26年4月現在)</p> </div>	<p>第1編 第4章</p> <p>3 人口分布</p> <p>国勢調査による県内の平成27年10月1日現在の人口は1,364,316人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、</p> <p>年少人口（15歳未満人口） 168,970人（県人口の12.5%）</p> <p>生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口） 796,552人（県人口の58.8%）</p> <p>老年人口（65歳以上人口） 388,614人（県人口の28.7%）</p> <p>となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）</p> <p>また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は90.0で、埼玉県、千葉県に次いで3番目の低さにある。</p> <p>昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため165,255人、通学のため28,582人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。国民保護措置の実施に当たっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。</p> <p>市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p> <p>4 道路の位置等</p> <div data-bbox="1173 1038 1789 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>図5 奈良県の幹線道路網(平成30年10月現在)</p> </div>
5 その他、記述の整理に伴う変更	
変 更 前	変 更 後
第1編 第5章 第1	第1編 第5章 第1

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	(略)	(略) ・避難は屋内避難が中心、近傍のコンクリート造り等の <u>堅牢な施設</u> や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 (略)
航空攻撃	(略)	(略) ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の <u>堅牢な施設</u> や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 (略)

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	(略)	(略) ・避難は屋内避難が中心、近傍のコンクリート造り等の <u>堅ろうな施設</u> や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 (略)
航空攻撃	(略)	(略) ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の <u>堅ろうな施設</u> や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 (略)

第3編 第4章 第2節 第4

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(5) 集合に当たっての留意事項

集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や要避難援護者への配慮その他留意すべき事項を記載する。

第3編 第7章 第1節 第4

危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧の表中

物質の種類	区 分	措 置		
		①	②	③

第3編 第4章 第2節 第4

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(5) 集合に当たっての留意事項

集合に当たっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や避難行動要支援者への配慮その他留意すべき事項を記載する。

第3編 第7章 第1節 第4

危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧の表中

物質の種類	区 分	措 置		
		①	②	③

変 更 前				変 更 後					
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○	医療品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医療品医療機器等法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
<p>備 考</p> <p>1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 （略）</p>				<p>備 考</p> <p>1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 （略）</p>					
<p>用語定義集</p> <p>緊急消防援助隊 （用語の意義） 消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第24条の4第1項</u>に規定する緊急消防援助隊をいう。 （略）</p> <p>緊急処理事態 （法律・政令） 事態対処法<u>第25条第1項</u></p> <p>国の対策本部 （用語の意義） 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて臨時に内閣に設置するもので、正式には<u>武力攻撃事態等対策本部</u>という。</p>				<p>用語定義集</p> <p>緊急消防援助隊 （用語の意義） 消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第45条第1項</u>に規定する緊急消防援助隊をいう。 （略）</p> <p>緊急処理事態 （法律・政令） 事態対処法<u>第22条第1項</u></p> <p>国の対策本部 （用語の意義） 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて臨時に内閣に設置するもので、正式には<u>事態対策本部</u>という。</p>					

(略)

国の対策本部長

(用語の意義)

国の対策本部の長のことで、正式には武力攻撃事態等対策本部長という。

(略)

国民の保護のための措置（国民保護措置）

(用語の意義)

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置。(同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)

(略)

(法律・政令)

国民保護法第2条第3項  
事態対処法第22条第1号

事態対処法

(用語の意義)

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）

指定公共機関

(法律・政令)

事態対処法第2条第1項第6号

(略)

国の対策本部長

(用語の意義)

国の対策本部の長のことで、正式には事態対策本部長という。

(略)

国民の保護のための措置（国民保護措置）

(用語の意義)

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。(第6号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)

(略)

(法律・政令)

国民保護法第2条第3項

事態対処法

(用語の意義)

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）

指定公共機関

(法律・政令)

事態対処法第2条第1項第7号

変 更 前	変 更 後
<p>指定行政機関 (用語の意義) いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省</p> <p>(法律・政令) 事態対処法第2条4号 事態対処法施行令第1条</p> <p>指定地方行政機関 (法律・政令) 事態対処法第2条第5号 事態対処法施行令第2条</p> <p>対処基本方針 (用語の意義) 武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。</p>	<p>指定行政機関 (用語の意義) いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁</p> <p>(法律・政令) 事態対処法第2条第5号 事態対処法施行令第1条</p> <p>指定地方行政機関 (法律・政令) 事態対処法第2条第6号 事態対処法施行令第2条</p> <p>対処基本方針 (用語の意義) 武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。</p>